



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課）…………… 2
- 鳥獣保護事業計画の変更（自然保護・緑化推進課）…………… 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課）…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（空港課）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課）…………… 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課）…………… 13

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 16

収用委員会事項

- 公示による通知・3件…………… 17

告 示

沖縄県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
牧港眼科	浦添市牧港四丁目2番20号	平成27年4月1日
マリーナ薬局	石垣市浜崎町三丁目3番9号	平成27年4月1日
やんばる訪問看護ステーション	名護市字宇茂佐1737番地	平成27年4月20日
比嘉デンタルクリニック	北谷町字伊平254番地	平成27年4月21日
イオン薬局ライカム店	北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区	平成27年4月22日
訪問看護ステーションゆいゆい	八重瀬町字友寄901番地1コーポラス大城102号	平成27年4月25日

みなみ内科	中城村字南上原1072番地	平成27年 5月 1日
まえだクリニック	浦添市前田一丁目48番 8号	平成27年 5月 1日
ライカムデンタルクリニック	北中城村アワセ土地区画整理事業地内 4街区	平成27年 5月 5日

沖縄県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年 6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
牧港眼科	浦添市牧港四丁目 2番20号	平成27年 3月31日
ひまわり薬局中部店	うるま市字宮里201番地 5	平成27年 4月30日

沖縄県告示第365号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成27年 6月12日から同月26日まで羽地漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年 6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 名護市字源河1071番地 8 仲宗根勉、大宜味村字塩屋373番地 宮城辰徳
- 2 加入区 羽地加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 羽地漁業協同組合

沖縄県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成27年 6月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 伊計平良川線
- 2 供用開始の区間 うるま市与那城桃原96番 3からうるま市与那城平宮 4番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 6月12日

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成27年 6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所

保健師	若干名	保健に関する業務に従事する。	福祉保健所等
-----	-----	----------------	--------

2 受験資格

- (1) 保健師を希望する者 昭和62年4月2日以後に生まれた者で、保健師免許を有するもの又は平成28年6月末日までに当該免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、次の点に御注意ください。
- ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
- イ 就職が制限される在留資格により、日本国内に在住する者は、採用されません。

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
第1次試験	平成27年7月26日（日曜日）午前8時30分から12時30分まで	教養試験	公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所（那覇市西） 宮古合同庁舎（宮古島市平良字西里）
		作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	八重山合同庁舎（石垣市宇真栄里）
第2次試験	平成27年8月下旬に適性検査及び面接試験を実施します。試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。			

※ 教養試験において、一定の基準に達しない場合、作文試験の結果に関わらず不合格となります。

4 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/so-mu/jinji/index.html>）からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市宇真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディング4階	052-263-3618

5 申込方法

- (1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。
- ア 申込手順 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）のトップページ下段

の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成27年度沖縄県職員（保健師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

備考 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(ア) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(ウ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受け取りについて連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウに掲げる書類等をエに掲げる申込先に簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

(3) 受付期間 平成27年6月12日（金曜日）から同年7月3日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成27年6月12日（金曜日）午前9時から同年7月3日（金曜日）午後5時までで申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成27年7月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

6 第1次試験に持参するもの

(1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を持参してください。）

(2) 電子申請により申し込んだ者にとっては、履歴書（試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

7 合格発表 第1次試験の合格者は平成27年8月下旬に、第2次試験の合格者は平成27年10月上旬にそれぞれ県庁正門、宮古合同庁舎及び八重山合同庁舎の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格発表後の取扱い

(1) 採用される日は、原則として平成28年4月1日ですが、場合によっては同日前となる場合があります。

(2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。

(3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。

(4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与

(1) 初任給は、平成27年4月1日現在で、大学卒業後すぐに採用された場合、203,400円で、経験年数等を加味した額が支給されます。

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

10 その他

(1) 試験当日は、6（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。

(2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず、返却しません。

(3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。

(4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。

(5) 郵送で申し込まれた方で、平成27年7月17日（金曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

11 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、平成24年3月23日に公表した第11次鳥獣保護事業計画を変更した。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護・緑化推進課において縦覧に供する。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年3月27日
 - (2) 商号名 山開発
 - (3) 代表者名 山城邦広
 - (4) 所在地 沖縄市知花四丁目13番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12111号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年3月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年4月3日
 - (2) 商号名 優塗装工業
 - (3) 代表者名 比嘉勇氣
 - (4) 所在地 宜野湾市我如古一丁目26番13号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12219号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年4月7日
 - (2) 商号名 丸和組
 - (3) 代表者名 横目和夫
 - (4) 所在地 南城市大里字高平614番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第6212号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年3月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年4月16日
 - (2) 商号名 北山土建
 - (3) 代表者名 山里雅信
 - (4) 所在地 宮古島市平良字西原270番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7319号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年3月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成27年4月16日
 - (2) 商号名 株式会社大雄土木

- (3) 代表者名 大城貞雄
(4) 所在地 豊見城市字座安332番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第4460号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成27年4月16日
(2) 商号名 有限会社石垣島石材
(3) 代表者名 成底究馬
(4) 所在地 石垣市字宮良219番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第7796号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成27年4月16日
(2) 商号名 有限会社秀林組
(3) 代表者名 照屋秀夫
(4) 所在地 沖縄市八重島三丁目5番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第3023号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 有限会社池田産業
(3) 代表者名 長濱達男
(4) 所在地 宜野湾市伊佐四丁目6番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第4626号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 株式会社ミーンズハウス
(3) 代表者名 下地康之
(4) 所在地 宜野湾市伊佐二丁目12番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12457号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 長浜建設
(3) 代表者名 長濱重男
(4) 所在地 沖縄市上地一丁目20番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第1397号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 11(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 有限会社グローイングサービス
(3) 代表者名 仲村雄
(4) 所在地 宜野湾市愛知三丁目10番36号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第11021号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 大新建設
(3) 代表者名 大城稔宏
(4) 所在地 南城市玉城字前川59番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10345号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 株式会社大進建設
(3) 代表者名 石垣進
(4) 所在地 石垣市字登野城671番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第4535号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 有限会社宗幸建設
(3) 代表者名 濱比嘉宗徳
(4) 所在地 宜野座村字宜野座381番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第8388号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 ウイトコインダストリー株式会社
(3) 代表者名 與那城進
(4) 所在地 宜野湾市真志喜二丁目11番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第4237号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年3月31日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
(2) 商号名 エネオンアライアンス株式会社
(3) 代表者名 小川美津貴
(4) 所在地 那覇市東町20番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12204号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
- (2) 商号名 株式会社ブレイズ企画
- (3) 代表者名 嘉手納豪
- (4) 所在地 宜野湾市伊佐二丁目6番9号丸武アパート101
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12618号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
- (2) 商号名 有限会社利光建設
- (3) 代表者名 玉城幸也
- (4) 所在地 糸満市字大里41番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第2015号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
- (2) 商号名 平和工務店
- (3) 代表者名 平安名勇良
- (4) 所在地 宮古島市城辺字西里添111番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第6218号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
- (2) 商号名 垣花木工所
- (3) 代表者名 垣花利彦
- (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根1221番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11803号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
- (2) 商号名 株式会社中村工務店
- (3) 代表者名 中村正雄
- (4) 所在地 南風原町字喜屋武270番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第668号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月10日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成27年4月17日
- (2) 商号名 有限会社嘉数建設
- (3) 代表者名 嘉数喬
- (4) 所在地 宮古島市城辺字長間1313番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第3977号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年4月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した

旨の届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 空港用化学消防車（10,000リットル級）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 営業年数が平成27年4月1日現在において3年以上であること。
 - (3) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が100万円以上であること。
 - (4) 従業員の数が5人以上であること。
 - (5) 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (6) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - (3) 申請書等の受付期間 平成27年6月22日（月曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年3月31日（木曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

- (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する空港用化学消防車（10,000リットル級）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（10,000リットル級） 1台
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成29年2月28日（火曜日）
 - (4) 納入の場所 与那国空港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成27年6月12日付け沖縄県公報定期第4354号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 期間 平成27年6月22日（月曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成27年6月22日（月曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年7月27日（月曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第2入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年6月22日（月曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課管理班
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成27年7月17日（金曜日）
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
A Chemical Fire Engine For Airports (10,000-Liter Class) 1car
 - (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
28 February, 2017
 - (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. July 27, 2015
 - (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE
Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2400

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月8日 沖縄県指令土第1283号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川360番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平496番地13メゾン・ド・ソレイユ302号 宮城敏
- 5 検査済証番号 平成27年6月1日 第4219号
- 6 工事完了年月日 平成27年5月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月20日 沖縄県指令土第18号、平成27年4月8日 沖縄県指令土第531号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川436番1ほか13筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市松川3丁目17番13号 株式会社スズケン沖縄薬品 代表取締役 西田正
- 5 検査済証番号 平成27年6月1日 第4220号
- 6 工事完了年月日 平成27年5月8日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 データベースサーバ等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成27年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに

申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021
那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2472)

(3) 申請書等の受付期間 平成27年6月22日(月曜日)から同年7月10日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に定める慰霊の日を除く。)とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年3月31日(木曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するデータベースサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 データベースサーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成27年9月30日(水曜日)

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 平成27年6月12日付け沖縄県公報定期第4354号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるデータベースサーバ等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ データベースサーバ等の構築及び設定を円滑に行うことができること並びに当該データベースサーバ等に障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成27年7月10日(金曜日)午後6時までに3(2)の場所に提出した者

ウ 納入しようとするデータベースサーバ等の機能等証明書を平成27年7月10日(金曜日)午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該データベースサーバ等を納入の期限までに納入することができること

を証明した者

- エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
- オ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
- カ Microsoft社が認定したMicrosoft SQL Server関連の資格取得者又は発注者が認めたデータベース関連の資格取得者（以下「データベース技術者」という。）を有している者
- キ Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
- ク データベースサーバ等の保守に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、データベース技術者及びMCP認定技術者と迅速に連絡をとり、データベースサーバ等を円滑に保守することができる体制を確保できる者
- ケ VMware社の仮想化技術を利用したハイパーバイザー型サーバの導入実績があること。

(2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成27年6月22日（月曜日）から同年7月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成27年7月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までの間
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年7月23日（木曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成27年7月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落

札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
(2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成27年7月22日(水曜日)午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(10(2)の場所)に提出すること。
(3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成27年6月22日(月曜日)午後1時30分
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階403会議室
(4) 最低制限価格 設定しない。
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and Quantities of the Server and Computer Terminal Device to be leased.
Lease of Database Server and Computer Terminal Device:1 set
- (2) The Characteristics of the Server and Computer Terminal Device to be leased.
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
- (3) Pre-bid Meeting
Date and Time:13:30 Monday, June 22, 2015
Place:Conference Room 403, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (4) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:11:00 Thursday, July 23, 2015
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (5) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:18:00 Wednesday, July 22, 2015
Handling Division:Accounting Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(ext.2242)
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (6) Bid Opening
Date and Time:11:00 Thursday, July 23, 2015
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (7) Handling Division
Organization:Accounting Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone:098-862-0110(ext. 2242)

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第78号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 6月12日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
雑踏警備業務	1 級	10人	平成27年 9月18日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部 8階講堂
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成27年 6月19日（金曜日）から同月26日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42

号) 第2条に定める慰霊の日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

(7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課(係)

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号(098)862-0110(内線3032-3034)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第8号

収用しようとする土地 沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目362番

土地所有者 不明ただし、管理者琉球政府 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岬石嶺線裁決申請等事件に係る平成27年5月26日付け審理の開催及び現地調査の実施についての通知書

(注意)上記書類を受領しないときは、平成27年7月2日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年6月12日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第9号

収用しようとする土地 沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目363番及び365番

土地所有者 不明ただし、登記記録の表題部所有者赤平区2ノ4比嘉ツル 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業 3・2・浦 1号沢岬石嶺線裁決申請等事件に係る平成27年 5月26日付け審理の開催及び現地調査の実施についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成27年 7月 2日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年 6月12日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第10号

収用しようとする土地 沖縄県那覇市首里石嶺町 3丁目

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第 2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎 1丁目 2番 2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業 3・2・浦 1号沢岬石嶺線裁決申請等事件に係る平成27年 5月26日付け審理の開催及び現地調査の実施についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成27年 7月 2日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年 6月12日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目 1番 5号
---	--